

## 沖縄県環境負荷低減事業活動実施計画（1号）認定実施要領

〔 制定 令和7年1月8日 農営第1358号 〕  
沖縄県農林水産部長通知

沖縄県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領（令和7年1月8日付け農総第1789号。以下「認定要領」という。）第7に規定する事項のうち「沖縄県みどりの食料システム基本計画」第三の2（1）に関する事項について、次のとおり定める。

### （目的）

第1条 この要領は、沖縄県における環境負荷低減事業活動の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）の1号認定に必要な要件等を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要領において「エコファーマー」とは、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（令和4年法律第37号）第2条第4項第1号に関する実施計画の認定を受けた者とする。

### （実施計画の添付書類）

第3条 認定要領別記様式第1号の3の（5）注5の土壌診断結果は、土壌診断結果表（参考様式第1号）又は土壌診断票の写しを添付するものとする。

### （実施計画の認定申請）

第4条 認定要領別記様式第2号による実施計画の提出は、原則として当該実施計画を実施しようとする主たる農地のある市町村を經由して管轄の農業改良普及センター又は農林水産振興センター（以下「普及センター」という。）に提出するものとする。

2 提出を受けた普及センターは、内容を審査のうえ意見書（参考様式第2号）を添付し、知事へ副申する。

### （実施計画の認定）

第5条 知事は、前条第2項により副申された実施計画の認定審査に当たっては、認定要領第3の1に即して行うものとする。

2 知事は、前項の規定により実施計画の認定を行ったときは、認定証（参考様式第3号）を普及センターを通じて交付する。

3 知事は、実施計画を実施しようとする主たる農地を管轄する市町村長に審査の結

果を別記様式第5号により通知するものとする。

(実施計画の変更)

第6条 エコファーマーが、認定を受けた実施計画（以下「認定実施計画」という。）の変更申請の提出及び認定については、前2条の規定を準用する。

2 認定実施計画の軽微な変更の届出及び受理については、前2条の1の規定を準用する。

(認定実施計画の認定の取消)

第7条 知事は、参考様式第4号によりエコファーマーから認定実施計画（前条の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。）の取り下げの申し出があった場合には、その認定を取り消すことができる。

(実施状況の報告)

第8条 知事は、必要に応じてエコファーマーに認定実施計画の実施状況について報告を求めることができる。

2 報告を求められたエコファーマーは、認定要領別記様式第10号により当該市町村及び普及センターを経由し知事へ実施状況報告するものとする。

(認定の期間)

第9条 認定証の有効期間は認定の日より5年間とする。ただし、認定要領第5の規定により、知事が認定を取り消した場合は、この限りではない。

附 則

1 この要領は、令和7年1月8日より施行する。

2 沖縄県「環境負荷低減事業活動実施計画」認定要領（令和5年3月27日付、営農第1715号沖縄県農林水産部長通知、（以下「旧要領」という。））は、この要領の施行日をもって廃止する。また、廃止前に旧要領に基づき行った、処分、手続き、その他行為は、なお従前の例によるものとする。